

議案第3号

つくばみらい市職員の給与に関する条例及びつくばみらい市特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市職員の給与に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

(つくばみらい市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月28日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

令和3年の国の人事院勧告にならい、職員の期末手当の改正を行うため、関係する2  
条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市職員の給与に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第34号)新旧対照表 (第1条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第31条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第35条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上の職員であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第32条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の100</u> )を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第31条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第35条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上の職員であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第32条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の107.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

つくばみらい市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第31号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当は、給与条例第29条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上(規則で定める役職にあるもの)であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当は、給与条例第29条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上(規則で定める役職にあるもの)であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>